

【その他】

日本における看護学科の養護教諭養成に関する調査研究

成松 美枝

聖隷クリストファー大学看護学部

A research on the training of Yogo teacher in the department of nursing in Japan

Mie NARIMATSU

Department of Nursing, Seirei Christopher University

抄録

我が国における「養護教諭の一種免許状を取得できる大学」のうち、特に看護学科がどのように「養護教諭養成」を実施しているか、そのカリキュラムの運営体制と実態を明らかにすることを目的として調査を行った。全国の大学の看護学科で「養護教諭一種免許状」取得可能な53学科を対象に、養護教諭養成カリキュラムに関する「質問紙・アンケート調査」を実施して、16学科から回答を得た。

看護学科で養護教諭養成カリキュラムを履修する学生の割合は10~19%が最多であり、1年次に履修を選択される学科が大半であった。また、履修費を徴収する学科は回答の37.5%にすぎず、徴収額も3万円未満が多いことが分かった。さらに、文部科学省に開設が求められている「教職課程センター」の設置が看護学科では進んでいない事実や、カリキュラムの「養護に関する科目」については、今なお多くの看護学科で「看護師の教育課程の科目」の読み替えで実施されていることが分かった。さらに、養護教諭養成カリキュラムの事後評価として「卒業生へのアンケート」を実施している学科は16学科中5学科であり、今後の運営体制の体系化と整備の必要性が指摘される。

キーワード：養護教諭養成、看護学科、カリキュラム

I. はじめに

本調査は、我が国における「養護教諭の一種免許状を取得できる大学」のうち、特に看護学科がどのように「養護教諭養成」を実施しているか、その教育課程（以下、カリキュラムと表記する）の運営体制の実態を明らかにするものである。

近年、全国の大学の看護学科で「養護教諭一種免許状」の課程認定を受ける大学が増えている（文部科学省，2012；養護教諭養成校リンク，2012）が、その一方で実践的指導力を備えた養護教諭の養成が求められてきており、日本教育大学協会養護部門研究委員会は、養護実践力の育成をめざしたカリキュラムの統合や教育内容・方法の検討を行っている（日本教育大学協会全国養護部門研究委員会，2008）。

これまで、我が国の大学機関における「養護教諭養成」のカリキュラムに関する調査・研究については、後藤（2006, 2008）、斉藤ら（2008）によって、教育系（教育学部など）、看護系（医学部・保健学部など）、学際系（体育学部・栄養学部・健康科学部・生活科学部）の養護教諭一種免許状の課程認定を受けているすべての大学を対象とする調査が行われてきたが、大学の「看護学科」を対象を限定した養護教諭養成については、調査・研究が進んでいない。

そこで本調査では、全国の大学の看護学科における養護教諭養成に着目し、教職課程としての運営体制と、養護教諭養成のカリキュラムの現状を明らかにすることを目的とする。

II. 調査方法

1. 対象及び方法

本調査は、文部科学省が公表している2009

（平成21）年4月1日現在で「養護教諭免許を取得できる大学」（文部科学省，2012）において、「(1) 一種免許状」の取得可能な大学の「看護学科」53学科のみを対象にした。2010-12年度間に新たに課程認定を得た看護学科を対象から除いたのは、調査の設問が全学年の養護教諭養成カリキュラムの実施状況を問うものであったためである。調査にあたっては、2012年1月～2月に各大学・学科の教務課または教職課程の授業担当者に対して、養護教諭養成に関する「質問紙・アンケート調査」の回答と、養護教諭養成の教育課程も含めた「履修課程の一覧表」の送付を依頼した。「質問紙への回答」と「履修課程の一覧表」を入手できたのは、16学科（回収率30.1%）であった。

質問紙・アンケート調査の「設問」は、以下の3点に関する項目に関して設定した。

①「養護教諭養成の教職課程の運営体制に関する項目」としては、設問1「看護学科の入学定員」、設問2「学生の教職課程履修率」、設問3「教職課程履修決定時」、設問4「教職課程履修費徴収の有無」、設問5「履修費の徴収額」、設問6「教職課程センターの学内設置について」を尋ねるものであった。

特に、設問6の「教職課程センターの学内設置」に関しては、文部科学省が、教職課程を認定した大学に対する事後評価として実施している「実地視察」においては、「教職を目指す学生が入学してから卒業するまで一貫した支援体制を築くためにも、教職課程センターのような組織を設けて教職経験者を指導員として配置し、学生への個別指導や全体的な指導をすること」を求めている（文部科学省，2007）。今回の調査では、各大学の看護学科に対して、養護教諭養成カリキュラムを履修する「学生支援体制」の為の環境整備の有無を尋ねた。

②「養護教諭養成カリキュラムに関する項目」については、設問7「養護実習の実施形態について」、設問8「養護実習の実施時期について」、設問9「養護実習の学校種」、設問10「養護実習の選定方法」、設問11「養護実習の『事前事後指導』の講師として、現職教員、教員経験者、教育委員会（指導主事など）を依頼しているか」、設問12「養護に関する科目としての『学校保健』の科目はどのように配置するか」、設問13「養護に関する科目としての『健康相談活動の理論および方法』の科目はどのように開講しているか」、設問14「教員採用試験対策をどのように実施しているか」を設定した。

特に「養護実習」の実施に関しては、看護実習の期間と時期が重なる点や、地域の学校や教育委員会との連携が必要とされる面からも、実施形態・時期・学校種・選定方法・「事前事後指導」の講師依頼等は、特に運営上の工夫が必要であることが推察されたことから、回答校がどのように「養護実習」やそれに関する授業を実施しているのか把握した。

さらに、設問12と設問13の「養護に関する科目」の実施については、養護教諭固有の科目としての「養護に関する科目」が①「養護概説」、②「学校保健」③「健康相談活動の理論と方法」の3科目のみであり、専門的な科目構成ではないことや、それ以外の6科目を含めて看護学科では他の専攻の教育課程の科目を読み替えて実施していることが多いことから、養護実践力を養成するために抜本的な改正が必要であるとの指摘が為されている（高橋, 2011）。本調査を通して、特に養護教諭養成カリキュラムの固有の科目としての「養護概説」「学校保健」「健康相談活動の理論および方法」が看護学科でどのように実施されているかを明らかにした。

③「教育評価に関する項目」としては、設問

15「教育課程に関して自己評価をどのように実施しているか」、設問16「教育課程について外部評価はどのように実施しているか」、設問17「卒業生に対して大学の教育課程について評価・意見を求める機会を設けているか」、設問18「卒業生に対してどのように評価を設けているか」を設定した。

特に設問17に関しては、全国養護教諭連絡協議会が「大学の教員養成課程の質を保証していくために、各大学は養成した学生に追跡調査を行い、当該学生から経年的に評価や意見を吸収する」ことを提言している（全国養護教諭連絡協議会, 2010）ことから、本調査では各看護学科に対して、「卒業生に対して、養護教諭の教育課程について評価・意見を求める機会を設けているかどうか」を尋ねた。

最後に、全項目に該当する設問として、設問19「看護学科における養護教諭養成の教育課程に関して、運営の上での問題点や難しさを感じている点、または工夫している点など」を自由記述形式で回答するものとした。

2. 倫理的配慮

倫理的配慮として、質問紙・アンケート用紙の送付依頼時に、大学名を明らかにして結果を公表しないことを明記して了解を得た。また、本研究は、聖隷クリストファー大学倫理審査会の承認（承認番号:11041）を受けたうえで、倫理的配慮を遵守して行った。

Ⅲ. 調査結果

1. 養護教諭養成の教職課程の履修学生数について

回答した16学科のうち、看護学科の1学年の定員は、80～100人の学科と100～119人の学科

が最多であるが(表1)、教職課程を履修する学生の割合は10~19%の学科が6学科と最多であり、50%以上が受講する所も1学科存在した(表2)。

表1 看護学科の入学定員 n=16

1	60~79人	4学科	25.00%
2	80~99人	6学科	37.50%
3	100~119人	6学科	37.50%
4	120人以上	0学科	0%

表2 看護学科学生の教職課程履修率 n=16

1	0~9%	3学科	18.70%
2	10~19%	6学科	37.50%
3	20~29%	4学科	25.00%
4	30~39%	2学科	12.50%
5	40~49%	0学科	0%
6	50%以上	1学科	6.30%

履修の決定時期は、1年次に選択するものとしている学科が最多で8学科で全体の50%を占めた。2年次・3年次に選択する学校も4学科、2学科とそれぞれ存在するが、2年次からの選抜制を取る学科も存在した。また、これまでは1年次での選択としてきたが、来年度の24年度から保健師課程が選択制となるのと並行して、入学時からの定員制のコースとする大学もあった(表3)。

表3 教職課程履修の決定時期 n=16

1	1年次選択	8学科	50.00%
2	2年次選択	4学科	25.00%
3	3年次選択	2学科	12.50%
4	2年次選抜・3年次コース入り	1学科	6.25%
5	その他 学生主体で制限せず	1学科	6.25%

2. 履修費徴収と教職課程(事務)センターの設置について

1) 履修費徴収について

養護教諭養成カリキュラムの履修に際して、学生から履修費を徴収していたのは6学科のみ(37.5%)であった。徴収額は、14,000円から50,000円までの範囲であったが、4学科(66.6%)の大学が30,000円内の徴収で収めていた。履修費の用途については、「教育実習校への謝金とする」学科が最多で3学科、「大学教員が実習校訪問の際の交通費に使用する」のが2学科、実習費の手引きなどの作成費、事務費として徴収すると回答したのが1学科であった。

2) 教職課程センターの設置について

学内に「教職課程センター」の様な場所を開設して、専任の職員が「養護教諭課程」の履修に関する事務を担当する運営体制を敷く大学は、16学科中6学科(37.5%)にすぎない。過半数の9学科(56%)が、教職課程センターの設置なしに教員と職員が「教職に関する事務手続き」を分担して運営しているのが現状であった。

3. 「養護実習」の実施に関して

1) 「養護実習」の実施形態

「養護実習」の授業については、1科目・4単位で実施する学科が最多10学科であり(62.5%)、1科目3単位が3学科(18.7%)、「養

表4 「養護実習」の実施形態について n=16

1	養護実習Ⅰ(2単位)・養護実習Ⅱ(2単位)の2期に分けて実施	2 学科	12.50%
2	養護実習 4単位で実施	10 学科	62.50%
3	養護実習 3単位で実施	3 学科	18.75%
4	その他 養護実習 5 単位(事前・事後指導を含む)	1 学科	6.25%

「養護実習Ⅰ」(2単位)・「養護実習Ⅱ」(2単位)の2つの授業に分けて実施している大学は2校のみ(12.5%)であった(表4)。

2) 「養護実習の時期」について

「養護実習の時期」については、4年次の5～6月の間が最多で6学科(37.5%)であり、4年次前期(春 semester)で実施していた。4年次5月～10月という前期・後期を跨いだ時期にも3学科が実施しているが、4年次後期・9～11月での実施は4学科(24%)である。また、「養護実習Ⅰ」・「養護実習Ⅱ」と科目を2期に分けた学科では、「3年次9月・4年次9月」と「3年次3月・4年次4～6月」の3年次より実習を行っている。

養護実習の学校種は、「小学校・中学校」「小学校・中学・高校」がそれぞれ5学科で最多である。

「実習校の選定方法」としては、「学生が母校に依頼する」のが最も多く、15学科(94%)が取っている。「教育委員会が選定する」「大学近隣の学校に依頼する」学科もそれぞれ5学科と4学科見られる(複数回答可)。

3) 「養護実習事前・事後指導」

「養護実習」の「事前・事後指導」の授業科目に関しては、担当の講師を依頼している大学

が10学科(62.5%)で、それらの学科では「講師を現職の養護教員や、教育委員会の指導主事などに依頼している」ことが分かった。

4. 「養護に関する科目」の実施について

「養護に関する科目」のうち①「養護概説」については、教育内容が「養護の概念」「養護教諭の役割・能力」といった項目であるため、必然的に「看護師教育課程」の科目との読み替えの効かない、養護教諭養成の固有科目となる。

回答を得た16学科においては、「養護に関する科目」のうち、②「学校保健」について「養護教諭課程の科目として単独で開講している」が12学科で全体の75%を占めた。看護師課程の「地域看護学に関連する科目を充てている」のは3学科(18.75%)であるが、「保健師課程による養護教諭2種免許取得の形態での履修を継続する」と回答する学科も1学科あった。

③「健康相談活動の理論および方法」の実施については、「養護教諭養成の科目」として「健康相談に関する科目」を単独で開講しているのは6学科で全体の37.5%、看護師課程科目の「地域・在宅看護学に関する科目」(地域看護学概論、地域看護技術論Ⅱ)を充てて読み替えていると回答した学科が6学科(全体の37.5%)、さらに、看護師課程の基礎科目(心理学科目)としての「カウンセリング」「臨床心理学」または「地

域・在宅看護学に関する科目」である「地域看護学概論」、「地域看護技術論Ⅱ」)を併用して読み替えている大学も2学科(12.5%)存在した。また、養護教諭課程の「健康相談に関する科目」を開講しながらも、看護師科目の「カウンセリング」「臨床心理学」の科目を併用して読み替えの科目として充てる学科(1学科)や、教育学部のコミュニケーションに関する科目を読み替えている学科(1学科)もあった。

5. 教員採用試験対策の実施について

教員採用試験の対策に関して、「対策を実施していない」のは16学科のうち3学科のみであり、殆どの学科で「試験対策」を実施、または実施を計画している。

対策の方法としては、専門学校・予備校業者(××アカデミー、〇〇ゼミナール)に講師を委託する方法が11学科で最も多く、看護学部の教職科目担当教員が実施している学校も9学科あることから、試験科目によって学部の専任教員と業者への講師依頼の担当を併用する形態を取っていることが分かった。また、退職した教

員経験者や現職の教員を招いて講師を依頼する学科も4学科存在した。

6. 教職課程の事後評価:「自己評価」「外部評価」

1) 自己評価

養護教諭養成のカリキュラムの事後評価としての「自己評価」の実施方法については、「養護教諭養成の教職課程としての専任教員による「自己評価」と「学生の授業評価」をあげる大学がそれぞれ9学科、8学科と最多であり、2つを併用する学校も2学科みられた。

2) 「外部評価」

養護教諭養成のカリキュラムに関する「外部評価」の方法としては、「文部科学省の实地視察」を上げる学科が最多で6学科、「学校評議員」、「地域の有識者・関係者」、「文部科学省の外部団体」に依頼する大学がそれぞれ1学科のみであった。「実施していない」学科も4学科、「記入なし」(3学科)もあった(表5)。

表5 養護実習の実施時期について n=16

1	3年次のみ	0	0
2	4年次 5~6月	6学科	37.50%
3	4年次 5~10月	3学科	18.75%
4	4年次 9~10月	3学科	18.75%
5	4年次 9~11月	1学科	6.25%
6	3年次 3月 1期 ・ 4年次 4~6月 2期	1学科	6.25%
7	3年次 9月 1期 ・ 4年次 9月 2期	1学科	6.25%
8	3・4年次で 10回ほど実施	1学科	6.25%

3) 「卒業生に対する養護教諭養成の評価」

全国養護教諭連絡協議会が提言しているように、「卒業生に対する養護教諭養成の評価の機会を設けている」学科は5学科で全体の31.2%であった。まだ養護教諭養成カリキュラムの開設から数年を経たばかりで「卒業生がいない」も4学科存在したが、11学科で追跡調査をしていないことが明らかになった。

一方で「卒業生への評価を求める調査方法」としては、「アンケート用紙の郵送と回収後の検討」を挙げる学科（5学科）がすべてであり、「同窓会で意見を聴く程度」（1学科）の回答もあった。

IV. 考察

1. 「養護に関する科目」の読み替えの問題

養護教諭養成カリキュラムにおける「養護に関する科目」の調査結果では、特に②「学校保健」と③「健康相談活動の理論および方法」の両科目について、過半数の学科が、看護師教育課程の「地域看護学」「地域看護技術論」または心理学関連科目である「カウンセリング」「臨床心理学」の読み替えで開講していた。

「養護に関する科目」が看護師の教育課程の科目の読み替えによって開講される現状について、日本養護教諭養成大学協議会は教育の質保証の上で問題があるとして、教育職員免許法の抜本的改革と教職課程認定作業の厳格化の必要性を指摘している（日本養護教諭養成協議会、2011）。また、日本教育大学協会の養護部門が2008年に作成した「養護教諭のモデル・コア・カリキュラム」においては、現行の「養護に関する科目」の9科目を体系化して、養護教諭の独自性、専門性を担保することが重視されている。このカリキュラムでは、①「養護の基礎理

論に関する科目」と②「養護実践の内容と方法に関する科目」によってこれまでの9科目が再構成されたが、特に、①「養護の基礎理論に関する科目」として「学校安全」、②「養護実践の内容と方法に関する科目」として「保健室経営」「健康教育」の2科目を含む、総計3科目の新設が提案されている（日本教育大学協会全国養護部門、2008）。さらに同協会は、現行の養護教諭養成カリキュラムのうち「看護学」（10単位）の教育内容についても、学校教育現場での「養護実践」の内容を重視するために「学校看護」に特化した形の教科とする必要があると提案した。しかしながら、この「看護学」の様に、看護師の教育課程の科目による「読み替えを禁ずる」教大協の提案に従えば、看護学科での4年間での養護教諭免許状取得は困難となることが懸念される。

2. 養護実習と臨地（看護）実習の問題

看護師の教育課程では、「急性期・慢性期・老年・母性・小児・精神・在宅・地域」の8領域の臨地（看護）実習が入る。当調査の設問19において「看護学科における養護教諭養成の教育課程に関して、運営の上で問題点や難しさを感じている点、または工夫している点など」を自由記述によって回答を求めたところ（表6）、「4年次の養護実習で、地域・在宅の看護実習と重なっているため調整が必要である」といった、看護実習と養護実習の時期の重なりの問題を指摘する記述が存在した。看護実習はほぼ継続して日程が組まれているため、養護教諭養成カリキュラムの履修学生が看護実習のない期間に3～4週間の養護実習を継続する期間を確保するのが困難であることが伺える。

今回の調査結果によれば、6学科（回答の37.5%）が4年次前期の5～6月に3～4週間

表6 自由記述の結果 (n=9) 回答校全体の 56.2%が記入
 養護教諭養成課程の教育課程に関して、運営の上で問題点や難しさを感じておられる点、または工夫しておられる点などを自由にご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度まで専任の教員がいなかったが 24 年度より専任教員を確保した。それまで地域看護の教授職の教員が履修学生の窓口、実習の巡回、実習指導、就職指導のすべてを行っていた。平成24年度入学生から保健師の選択制に伴い、両方の免許をとることは困難となる。 ・現在は実習の重複がないよう、保健師と養護実習を個別に調整している。 ・4年次の養護実習で、地域・在宅(の看護実習)と重なっているため調整が必要である。 ・保健学習については、実践していない実習校もあり、実習生全員が体験することは難しい。そのため、学内での演習を強化している。 ・スケジュールのタイトさ、養護教諭への関心の低さ ・看護学の教育とともに、教職コースをもう一つ運営しているような日々で、主となる教員が少なく負担大となっている。就職指導などかかわってはいるが、時間をかけた継続的な指導の必要性を感じているが、限界の時がある。 ・病院実習との調整 他学部との調整が難。教育学関係資料書籍の不足 ・現状では実習病院を自前で持っていないため、病院側のスケジュールに合わせて養教課程の年間計画を立てなければならないので苦勞するところである。 ・看護師科目の学習、実習に追われて 4 年生になってからでないと採用試験に関心が向かない。実際、試験対策をする時間的余裕がないと思われる。 ・看護系科目の読み替えでは、学校における養護教諭の実践で使える能力が担保できていない、実力不足である。 ・看護学科の先生方に対して、教職があるために看護実習期間やその事前準備等に迷惑をかけているというスタンス(単科大学、教職のなかった大学の先生が多いため)。そのため、教職担当者に対して、その対応が求められている。したがって、教職担当者は主要な委員会、例えば教務委員会や臨地委員会に毎年入り、時間割作成や(看護)総合実習の計画立案に入り調整役をするのが半ば義務の様になっている。
--

の実習を組んでいた。また、7 学科 (43.25%) では5~10月の前期・後期を跨いでの養護実習を認めるなど、病院での看護実習の前後に学生の養護実習を調整して組み込むことで養護実習期間の確保に努めているようであった。

特に、9~10月には既に看護実習が終わっていることから比較的養護実習を組みやすいものの、小・中学校では5~6月にしか教育実習を受け入れない学校も多い。また9~10月に養護実習をするとしても、既に教員採用試験を終えている時期でありモチベーションに欠けると同時に、実習体験が教員採用試験にも活かせず

「時期の遅さ」の問題がある。

3. 評価(自己・外部評価)体制の不備の問題

本調査では、特に、日本養護教諭養成協議会が養護教諭養成カリキュラムの質の保証にあたって求めるような、教育課程についての「外部評価」や「卒業生に対して教育課程に関する意見を聴取する」機会が設けられていない学科が多いことが分かった。教育改善を図るためのデータとして、卒業生に対しても「教職課程に関するフィードバック」の機会を多くしていくことが求められる。

V. おわりに

今回の調査結果を踏まえると、看護学科における養護教諭養成カリキュラムの運営体制とそ
の実態については以下の事実が明らかになった。

まず、看護学科における養護教諭養成のカリ
キュラム履修学生の割合は10～19%が最多であ
り、1年次に履修を選択する学科が大半である
ことである。

次に、養護教諭養成カリキュラムの履修費を
徴収している看護学科は37.5%にすぎず、徴収
額も3万円未満の学科が多いことである。

さらに、文部科学省の現地視察において学内
での開設・設置が求められている「教職課程セ
ンター」の様なカリキュラム履修のための支援
体制については、看護学科では整備が進んでい
るとは言い難い。

一方で、養護教諭養成のカリキュラムの科目
についても、日本教育大学協会が養護教諭の専
門性を保障する為に必須科目として重要視する
「養護に関する科目」であるにもかかわらず、
今なお「看護師の教育課程の科目」の読み替え
で実施している学科が多いことが分かった。

さらに、日本養護教諭養成協議会が「教育課
程の事後評価」として実施を提言している「卒
業生へのアンケート」も実施率が低いことなど、
今後の運営体制の体系化と改善が求められる。

VI. 研究の限界

今回の調査は、回答数が16学科であり、全国
の大学の看護学科における養護教諭養成カリ
キュラムの運営体制と実態として一般化するこ
とはできない。今後さらに、他学の看護学科へ
の視察調査やインタビュー等を通してその実態
の把握に努めていく必要がある。

引用文献

- 後藤ひとみ (2006) 「養護教諭教育の考え方と
養護教諭教育プログラムの進め方」, 日本養
護教諭教育学会誌, Vol.9, No.1, 6-11.
- 後藤ひとみ (2008) 「養護教諭の専門性をふ
まえた養護教諭養成のあり方と将来への展
望」, 日本養護教諭教育学会誌, Vol.11, No.1,
2008,12-13.
- 齊藤ふくみ、今野洋子、古賀由紀子、後藤ひとみ、
小林央美、松田芳子 (2008) 「養護実践力の
育成を目指す養護教諭養成カリキュラムの検
討 (第一報) - 科目「養護概説」の分析 -
日本養護教諭教育学会誌, Vol.11, No.1, 2008,
53-62.
- 全国養護教諭連絡協議会 (2010), 「教員の資質
向上について」
[http://202.232.86.81/component/b_menu/
shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2010/08/06/1
295778_11.pdf](http://202.232.86.81/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2010/08/06/1295778_11.pdf)
- 高橋香代 (2011) 「養護教諭養成の立場から」
日本養護教諭養成大学協議会, 2011年度養成
教育フォーラム発表資料, 2011年.
- 高橋香代 (2011) 日本養護教諭養成協議会事業
活動報告書, 資料1 「教職生活の全体を通じ
た教員の資質能力の総合的な向上方策につい
て (審議経過報告に関する意見)」 教員養成
の在り方, 2011年
- 日本教育大学協会全国養護部門研究委員 (2008)
「養護教諭の資質向上を目指したモデル・コ
ア・カリキュラムの提案 (3)」, 委員会報告書.
2008.
- 文部科学省, 2012年, 「養護教諭の免許を取得
することのできる大学」,
[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/
kyoin/daigaku/detail/1287086.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/detail/1287086.htm)

文部科学省, 2011年11月11日, 「教員免許課程
認定大学実地視察について」,

[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/
kyoin/menkyo/shisatu.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/menkyo/shisatu.htm)

養護教諭養成校リンク, 2011年11月11日, 「看
護系大学・学部で養護教諭養成課程を有する
大学」,

[http://www.shinsemi.ac.jp/link/link
yougo.html](http://www.shinsemi.ac.jp/link/linkyougo.html)

- * 本調査研究は、平成23年度聖隷クリスト
ファー大学共同研究費の助成を受け、養護教
諭養成課程の長峰伸治教授、高橋佐和子助教
の指導と協力を得た。